

障害者支援施設 ライフかすみ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人かすみが丘学園（以下「事業者」という。）が設置する障害者支援施設 ライフかすみ（以下「施設」という。）が行う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス（生活介護・施設入所支援）事業（以下「事業」という。）の実施にあたって、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、支援及び創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供する。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 施設は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

5 前四項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 障害者支援施設 ライフかすみ

(2) 所在地 坂井市丸岡町女形谷59-17

(提供する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。

(1) 生活介護

(2) 施設入所支援

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員1名)
 - ア. 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと
 - イ. サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画(以下「個別支援計画」と言う。)の作成に関する業務を担当させること
- (2) サービス管理責任者 3名(常勤職員 3名)
個別支援計画の作成に関することを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導及び助言等を行う。
- (2) 医師 1名(非常勤職員 1名)
利用者の健康管理及び検診を行う。
- (3) 看護職員 2名(常勤職員 2名)
医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (6) 生活支援員 30名(常勤職員 30名)
利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護等を行う。
- (9) 管理栄養士 1名(常勤職員 1名)
利用者の栄養管理・指導及び食事の献立に関することを行う。
- (10) 調理員 9名(常勤職員 7名、非常勤職員 2名)
調理業務に関することを行う
- (11) 事務職員 3名(常勤職員 3名)
施設運営に必要な事務を行う。

2 施設の職員は、施設の設備等を利用して行う指定短期入所事業所の職員を兼ねるものとする。

(昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間等)

第6条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 年間の休日
土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日、その他施設が年間計画で定めた日。
但し、施設が定めるカレンダーで営業する土曜日は除く。

(利用定員等)

第7条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 生活介護 138人
- (2) 施設入所支援 138人

(施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第8条 施設において提供する施設障害福祉サービス(生活介護・施設入所支援)の主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者で常時介護等の支援が必要な方

(施設障害福祉サービスの内容)

第9条 施設が提供する施設障害福祉サービス(以下「サービス」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護
 - ア. 個別支援計画書の作成
 - イ. 相談及び援助
 - ウ. 心身の状況に応じた適切な介護・支援等
 - エ. 生産活動の機会の提供(生産活動に伴う工賃支払含む)
 - オ. 食事の提供及び栄養管理
 - カ. 健康管理
- (2) 施設入所支援
 - ア. 個別支援計画書の作成
 - イ. 相談及び援助
 - ウ. 入浴又は清拭
 - エ. 食事の提供及び栄養管理
 - オ. 社会生活上の便宜の供与等
 - カ. 健康管理

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 施設は、サービスを提供した際には、利用者から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、施設において提供される便宜に供する費用にう

ち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

この場合の利用料金については、別表に定める。

- (1) 食事の提供に係る費用及び光熱水費
- (2) 日用品費の実費
- (3) 創作的活動に係る材料費
- (4) 被服費の実費
- (5) 厚生労働大臣が定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (6) その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- (7) 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う支援に要する交通費は公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、別表の額を徴収するものとする。
- (8) 送迎サービスの提供に係る費用

本人の希望による通院・買物等の送迎を行った場合は、別表の送迎代を徴求する。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域)

第11条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護
坂井市、あわら市全域とする。

(工賃の支払等)

第12条 施設は、個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して就労に関する適切な訓練・支援等の機会を提供するものとする。

- 2 生活介護の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 サービスの利用に当たって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為

その他、他の利用者等に迷惑を及ぼすことを行ってはならないものとする。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第 14 条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 15 条 施設は、当該施設において施設入所支援を受ける利用者が同一の月に施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたとき、または、当該施設において施設入所支援を受ける者を除く利用者からの依頼を受けて、当該利用者が同一の月に施設が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、それぞれの利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(勤務体制の確保等)

第 16 条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。

3 施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

(非常災害対策)

第 17 条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(嘱託医と協力医療機関等)

第 18 条 施設は、利用者の病状の急変等その他緊急事態が生じた場合、あらかじめ、次の医療機関を協力医療機関として定めるものとする。

(1) 嘱託医 1

武藤 寛

(2) 協力医療機関

つばさ内科クリニック、たけとう病院

2 施設は、あらかじめ次の医療機関を協力歯科医療機関として定めるものとする。

(1) 協力医療機関

小原歯科医院

(緊急時等における対応方法)

第 19 条 現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに前条に規定する嘱託医、協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第 20 条 施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう感染症マニュアルを作成するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つこととする。

(事故発生時の対応)

第 21 条 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに福井県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(苦情解決)

第 22 条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した施設障害福祉サービスに関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 48 条第 1 項の規定により福井県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、福井県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、福井県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかんしてできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第 23 条 施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 施設の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 施設は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 24 条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(記録の整備)

第 25 条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- (1) 施設障害福祉サービスの提供の記録
- (2) 施設障害福祉サービス計画
- (3) 利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録
- (4) 施設が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録
- (5) 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町村への通知
- (7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたときに施設が行った市町村への通知

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人かすみが丘学園と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

別表 (第 10 条 3 項関係)

種 類	金 額	
	施設入所支援	生活介護
朝食 (1 食当たり : 含む材料費 200 円)	3 8 5 円	
昼食 (1 食当たり : 含む材料費 300 円)	5 5 9 円	5 5 9 円
夕食 (1 食当たり : 含む材料費 300 円)	5 5 9 円	
光熱水道費 (1 日当たり)	4 3 9 円	4 3 9 円
個別に求める日用品費	実費	実費
創作的活動に係る材料費		実費
被服費	実費	実費
在園証明書等の事務手数料	1 0 0 円	1 0 0 円

各種申請書等作成手数料	1,000円	1,000円
通常の事業の実施地域を越えて行う支援に要する交通費	公共交通機関等の実費 または自動車の場合は 27円/kmのガソリン代	公共交通機関等の実費 または自動車の場合は 27円/kmのガソリン代
本人希望による通院・買物等の送迎代	27円/kmのガソリン代	27円/kmのガソリン代
寝具・リネンサービス	2,057円/月	
日用品	1,000円/月	
預り金管理サービス	3,000円/月	

附 則

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

- 〃 平成24年12月21日 一部改正
- 〃 平成25年4月1日 一部改正
- 〃 平成25年7月1日 一部改正
- 〃 平成26年6月1日 一部改正
- 〃 平成26年7月1日 一部改正